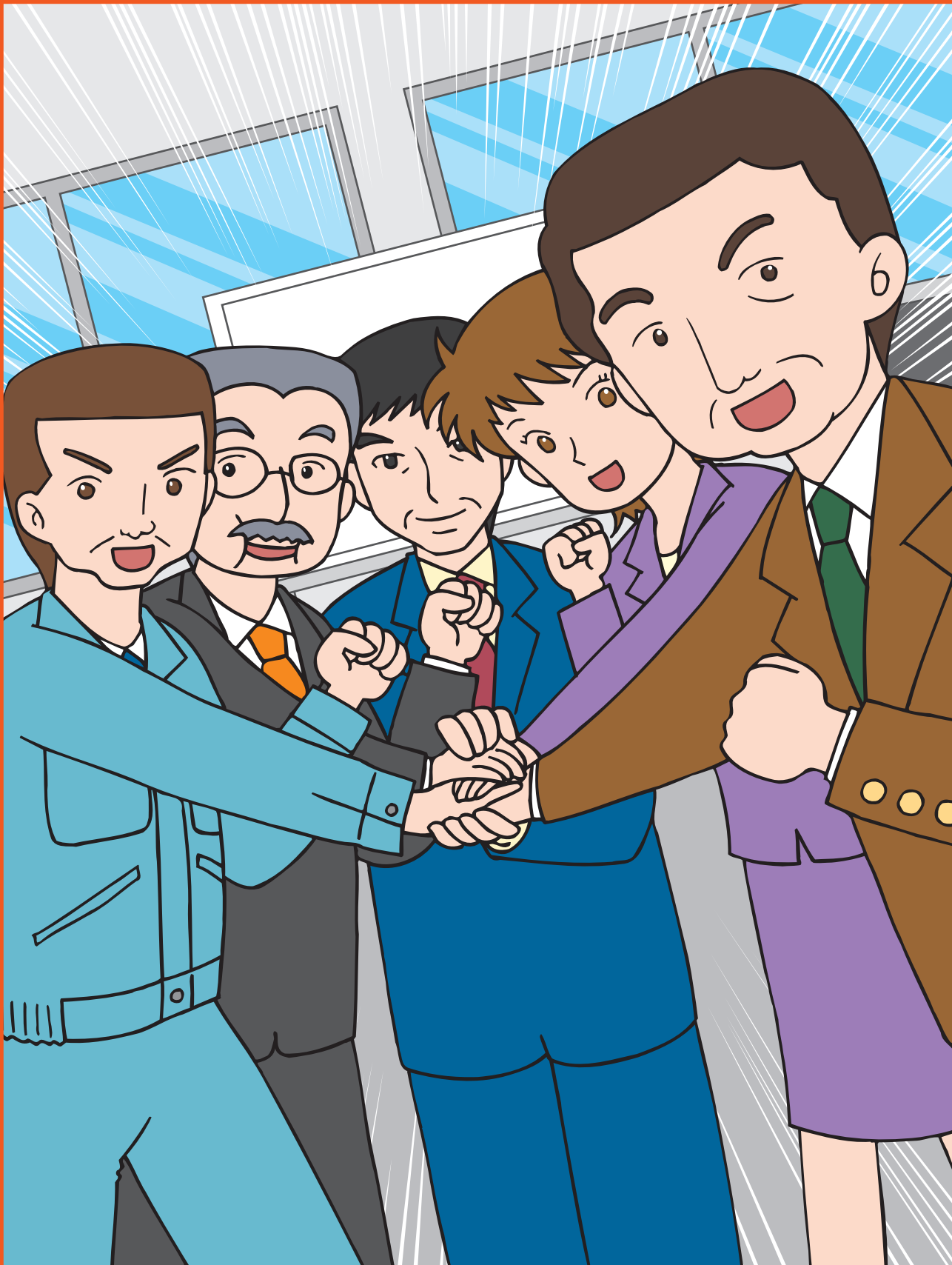


平成20年度版 中小企業新事業活動促進法



今チャレンジ新連携

マンガによるわかりやすく、親しみやすい解説書



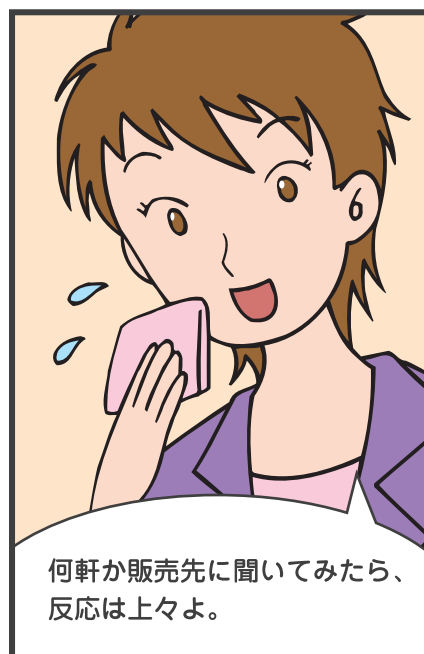
contents

「新連携」ってなに？	
「新連携支援」を活用して新ビジネスにチャレンジ！	02
戦略会議事務局へようこそ	
戦略会議事務局で新事業をバックアップ	04
新連携とは・・・	06
新連携支援地域戦略会議とは・・・	08
個別支援チーム発足	
新事業を専門家が支援	10
個別支援チーム	
連携体の規約作り	12
販売戦略を立案	14
金融機関へ協力を依頼	16
事業の評価から認定まで	
評価委員会を経て、新連携事業認定へ	18
事業スタート、困難を乗り越えて	
認定後もフォローアップ	20
皆さんも挑戦してみませんか、新連携！	
新連携で、可能性を広げよう	22
支援策一覧	
融資の優遇措置	24
信用保証の優遇措置	26
補助金	27
投資の優遇措置	28
その他の優遇措置	28
支援のプロセス	29
事例紹介	30
新連携事業計画の認定に該当しない事例	32
申請の手続きには？	33
連携体構築の費用を補助します（フォーメーション事業）	34
参考資料	35
お問い合わせ先一覧	41

「新連携」ってなに？

「新連携支援」を活用して新ビジネスにチャレンジ！





戦略会議事務局へようこそ

戦略会議事務局で新事業をバックアップ





新連携事業とは

●新事業活動

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

●異分野連携

業種が異なるなどの組み合わせで、それぞれの持ちよる技術やノウハウが異なること。

●販売につながる事業

単なる研究開発や異業種交流ではなく、必ず販売に結びつく事業であること。



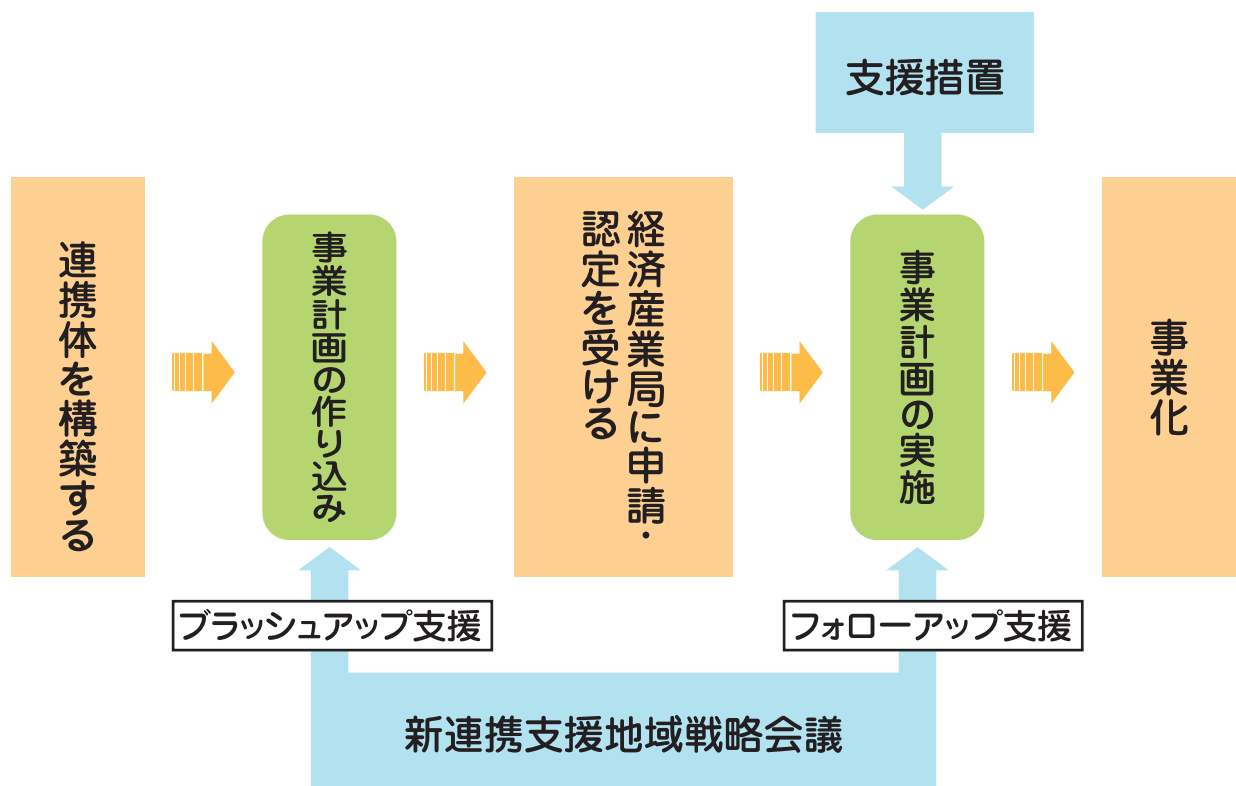
新連携とは…

「新連携事業」とは

新連携（中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」といいます）とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

（法第2条第7項抜粋）

新連携支援のスキーム



【プロジェクトマネージャーからの一言】

これから新たに連携体を構築されようとする方々には、連携体構築にかかる費用を補助する補助金（フォーメーション事業）がありますので、こちらをご活用ください。（詳細は、34ページ）

経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ）は41ページのお問い合わせ先一覧をご覧ください。

新連携事業の要件

新連携事業の計画内容については、異分野の事業者が、経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図るものであることが必要です。

① 「異分野」とは

日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいいます。ただし、同分類でも、持ち寄る経営資源が異なれば異分野とします。

② 「新事業活動」とは

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をしています。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とします。

③ 「新事業分野開拓」とは

市場において事業を成立させることです。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立することが求められます。

④ 「計画期間」は

3～5年間です。

⑤ 財務面では

「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要です。

連携体の条件

- (1) 中核となる中小企業が存在すること。
- (2) 2以上の中小企業が参加すること。他に、大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能です。ただし、中小企業の貢献度合いが半数以下の場合は、支援対象外となります。
- (3) 参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること。

新連携支援地域戦略会議とは…

新連携支援地域戦略会議（戦略会議）

地域の総力を上げて新連携の取組を支援するため、全国の地域ブロックごとに設置しており、本会議と事務局から構成されています。（お問い合わせ先は41ページを参照）

1 本会議

地域を代表する企業や金融機関、大学等の有識者など地域経済に影響力のあるメンバーで構成し、新連携事業を地域で積極的に応援します。これにより、市場での認知度向上による需要の拡大や、信用力向上による新たな取引や資金調達を容易にすることが見込まれます。

2 事務局

事務局には、新連携事業にあたっての相談を受け、事業計画の作成から、事業化までの一貫した支援を行う統括プロジェクトマネージャー及びプロジェクトマネージャーが配置されています。また、必要に応じ、中小企業診断士や販売戦略アドバイザー、技術士、税理士、公認会計士、弁護士、弁理士、商社OB、メーカー出身者などの専門家及び金融機関等を含めた個別支援チームを組成し支援しています。

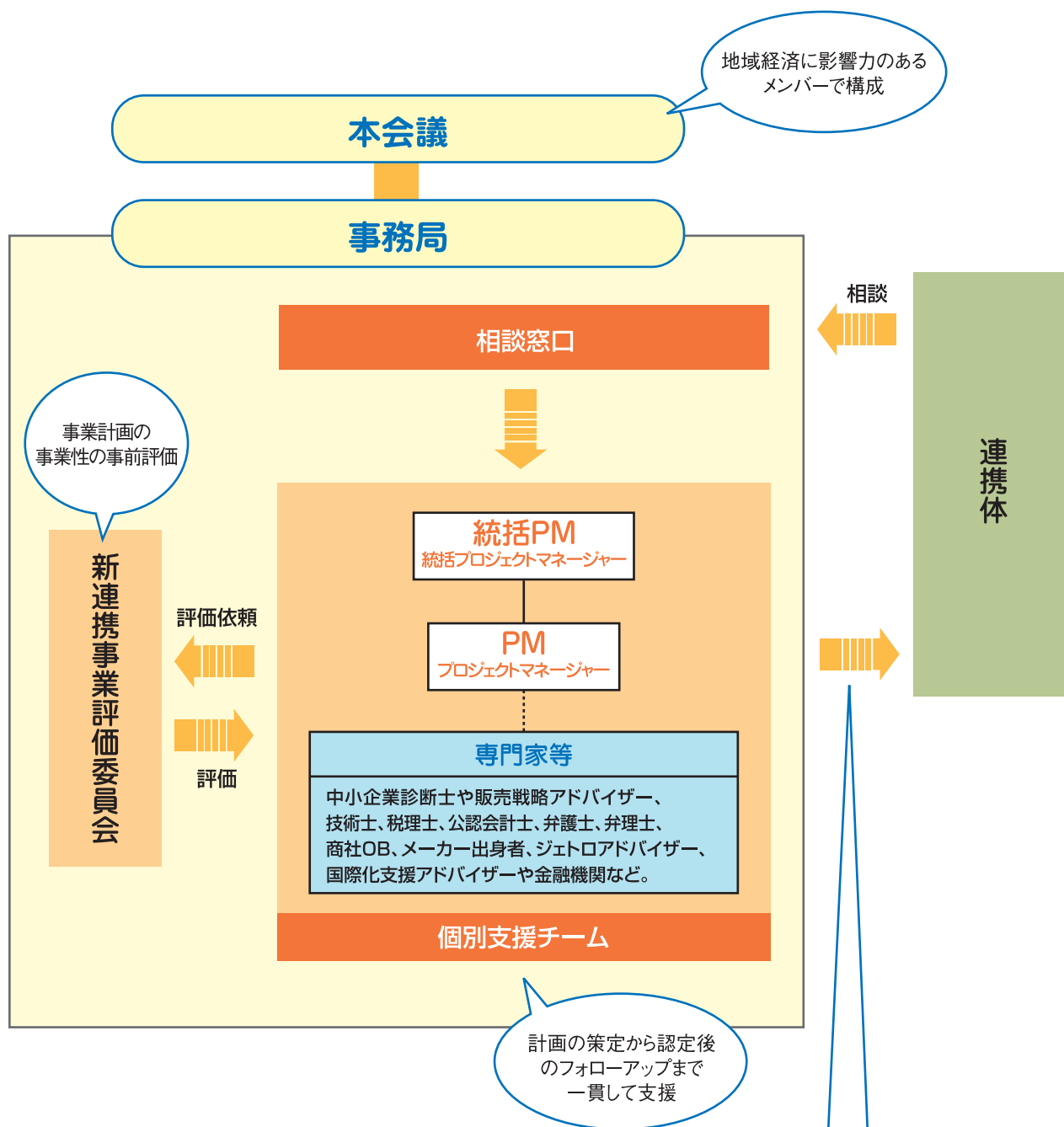
なお、同事務局内に事業計画の事業性を事前評価する新連携事業評価委員会を設置しています。

※注：事務局は、地域活性化支援事務局の中に含まれています。

統括プロジェクトマネージャー（統括PM）及びプロジェクトマネージャー（PM）

商社や金融機関、メーカー出身者や経営コンサルタントなど、ビジネスに精通し、様々なネットワークを持った者を統括プロジェクトマネージャー及びプロジェクトマネージャーといいます。

統括プロジェクトマネージャーは、事業計画の策定段階から市場に製品やサービスが提供され事業が軌道に乗るまで、商品開発、販路開拓等の様々なステージにおいて必要な支援を行います。プロジェクトマネージャーは、統括プロジェクトマネージャーの補佐をする者です。



具体的な支援例

1. ビジネスプランづくりにあたっての問題発掘、仮説の提供、検証
2. 連携体の運営方法（規約作成、工程管理など）のアドバイス
3. 連携体に不足している連携先（大学、NPO、商社など）のマッチング
4. ビジネスプラン実行にあたっての資金調達、特許契約の締結など課題へのアドバイス
5. より広い市場を目指した販路開拓の実現へのアドバイス

個別支援チーム発足

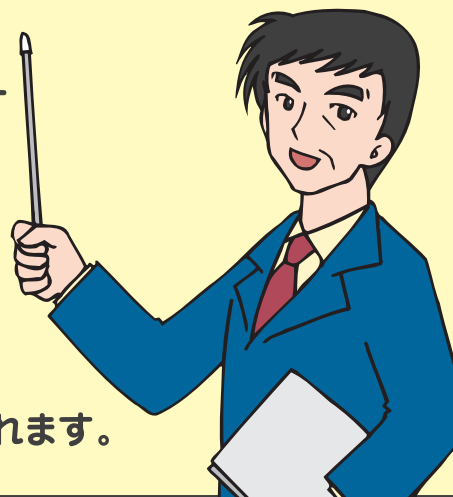
新事業を専門家が支援



戦略会議の人的サポート

- ・中小企業診断士
- ・販売戦略アドバイザー
- ・技術士
- ・税理士
- ・公認会計士
- ・弁護士
- ・弁理士

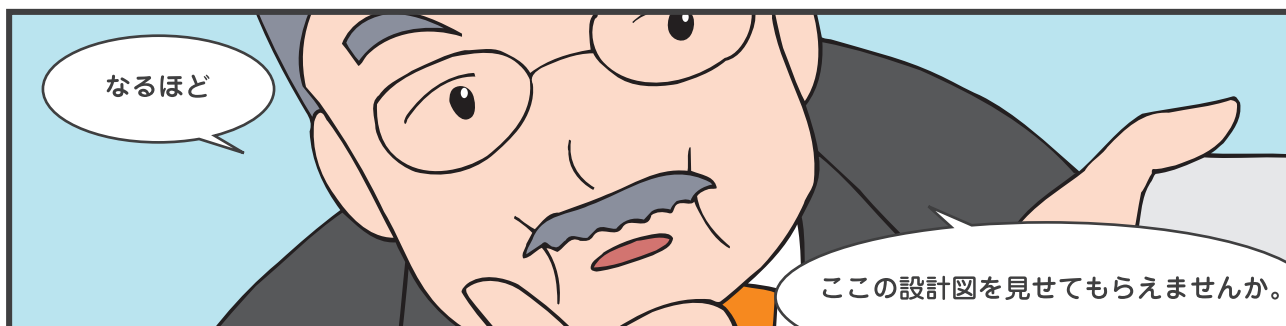
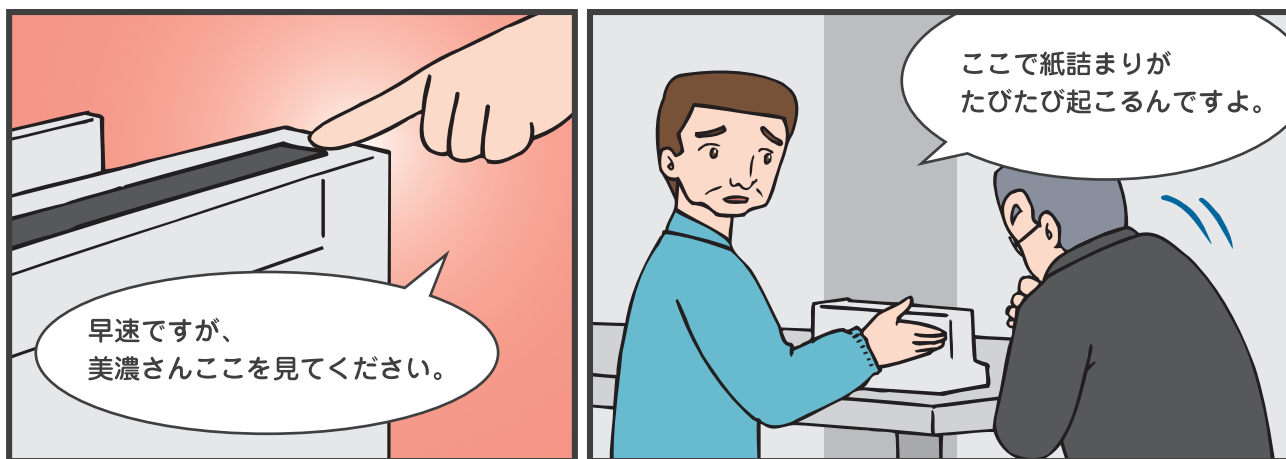
などの
人的サポートが受けられます。

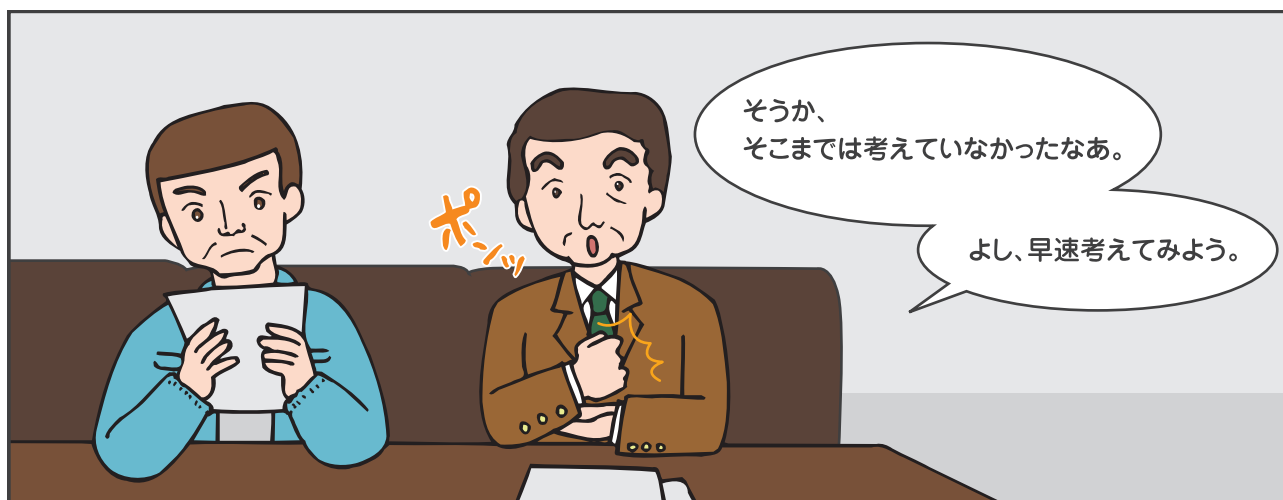




個別支援チーム

連携体の規約作り





個別支援チーム

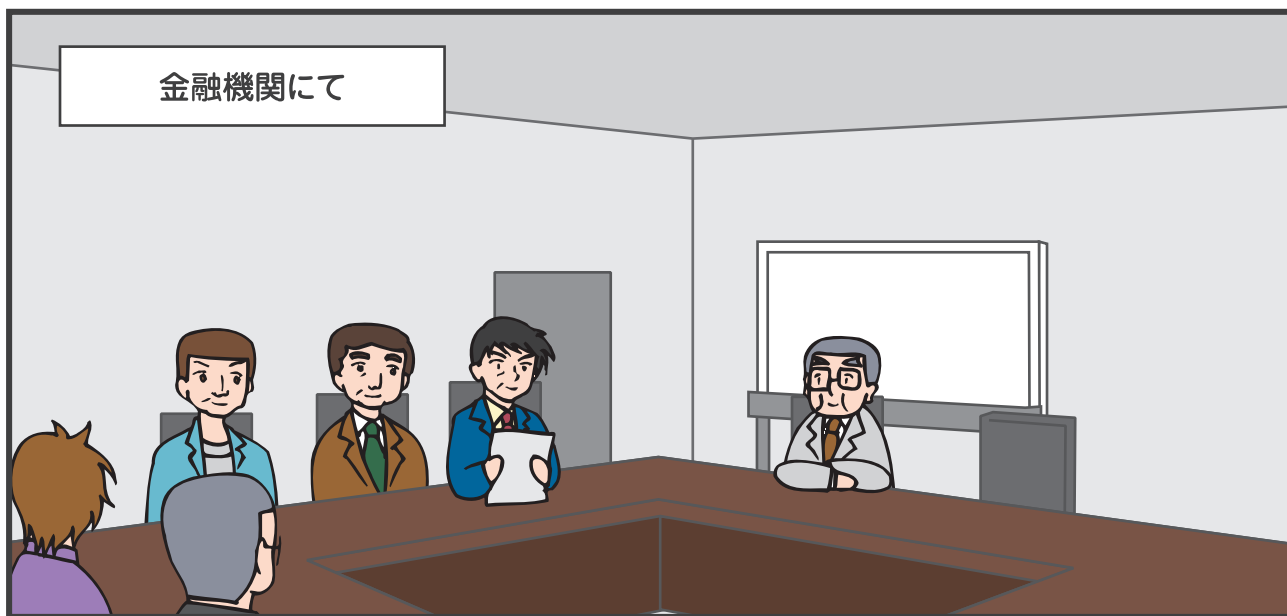
販売戦略を立案

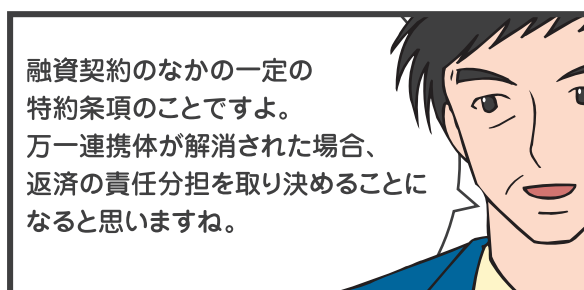
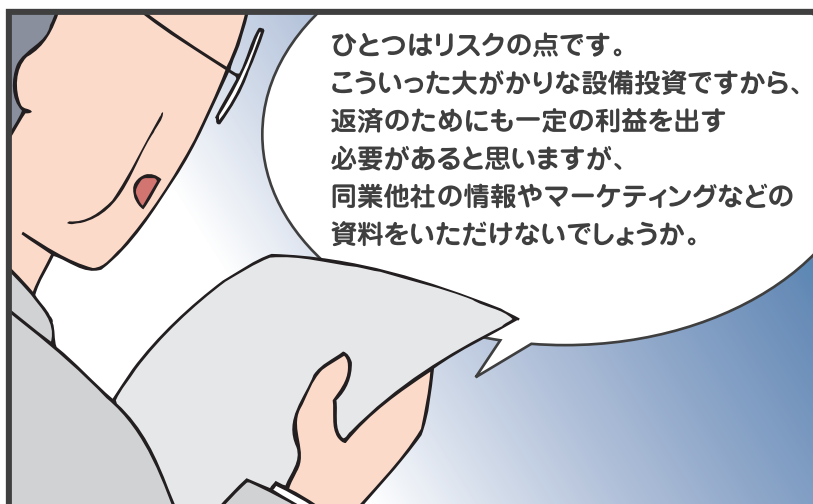




個別支援チーム

金融機関へ協力を依頼





事業の評価から認定まで

評価委員会を経て、新連携事業認定へ



新連携事業評価委員会にて ～評価～





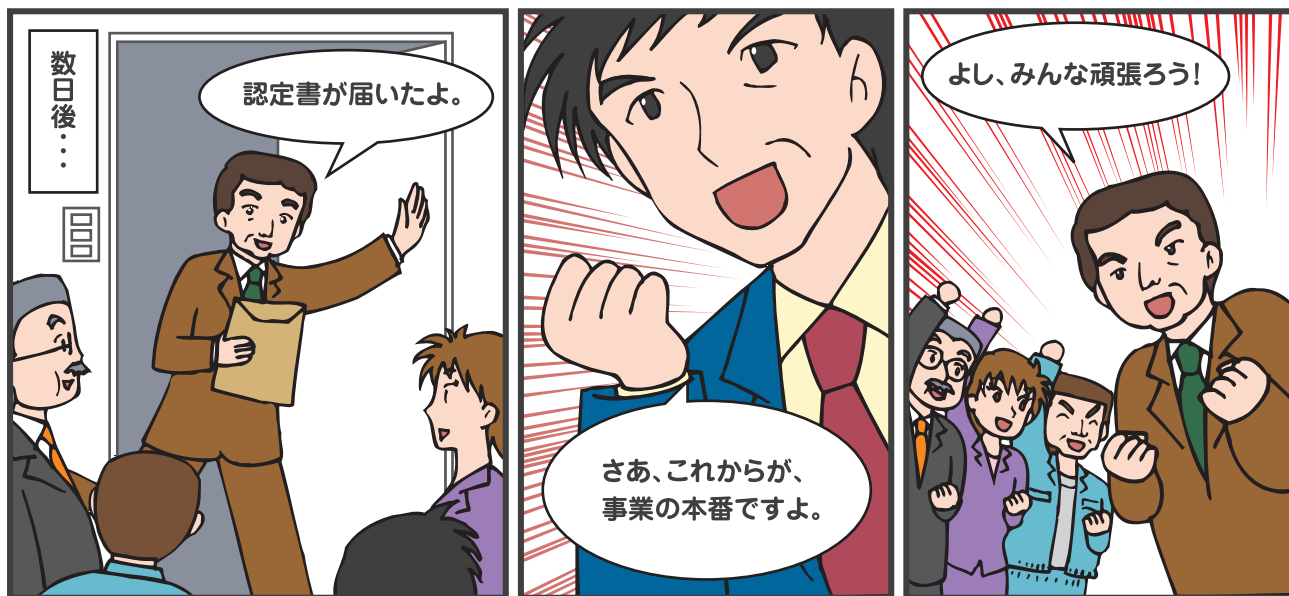
(注) 経済産業局の申請窓口は41ページをご参照ください。

各地方経済産業局にて

～審査～



認定通知の送付

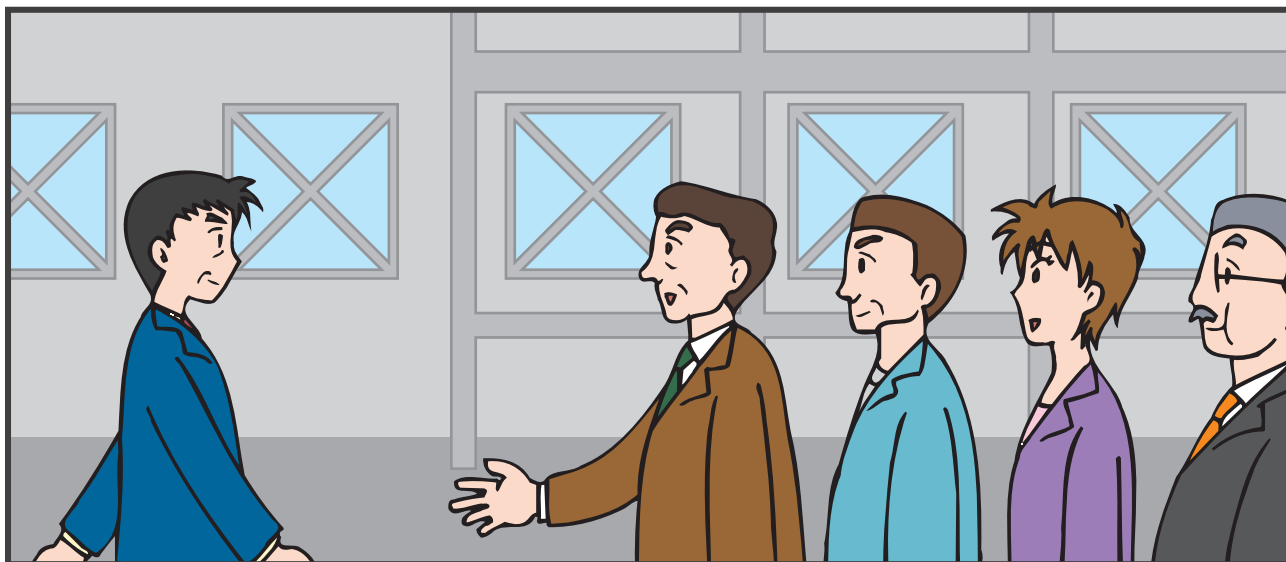


認定を受けると融資・信用保証・補助金・投資・その他いろいろな支援措置が受けられます。詳しくは24～29ページをご覧ください。



事業スタート、困難を乗り越えて

認定後もフォローアップ





(注) 計画を変更する場合は、変更申請が必要です。

皆さんも挑戦してみませんか、新連携!

新連携で、可能性を広げよう



半年後……

こんにちは、
その後いかがですか？

いやあ、掛川さん、
おかげさまで
順調にってます。

でも、本当に
大変だったわ。
一時はどうなるかと
思ったけれど。

これも
戦略会議や金融支援の
おかげです。

一社ではできないことが、
連携することで、こうして
大きな成果をあげることが
できるんだなあ。

新連携でパワーアップ！

POWER UP

融資の優遇措置

① 政府系金融機関による低利融資制度

「新連携計画」に基づく設備資金及び運転資金について、金利面（政策金融の中で最優遇の金利（特利③）です）などで、優遇しています。

中小企業金融公庫						
保証人要件	保証人あり			保証人なし（保証人免除特例・保証人猶予特例）※注2		
担保要件	担保あり	一部担保免除 （貸付金額の75%まで）	無担保	担保あり	一部担保免除 （貸付金額の75%まで）	無担保
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円
貸付利率 ※注1	特利③	特利③＋貸付期間、信用リスク に応じた上乗金利		保証人免除特例 特利③＋0.3% 保証人猶予特例 特利③＋0.1%	保証人免除特例 特利③＋0.3%＋貸付期間、信用リ スクに応じた上乗金利 保証人猶予特例 特利③＋0.1%＋貸付期間、信用リ スクに応じた上乗金利	

※注1：特利③の貸付利率について、2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率。

※注2：保証人免除特例 財務制限条項等の特約を締結することで経営責任者の保証を免除する制度
保証人猶予特例 経営状況の報告等の特約に反しない限り、経営責任者の保証債務が生じない制度

国民生活金融公庫			
保証人要件	保証人なし	保証人あり	保証人なし（第三者保証人等を不要とする融資）※注2
担保要件	担保あり	無担保	無担保
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円		4千8百万円
貸付利率 ※注1	特利③ ※注3		特利③＋0.65% ※注3

※注1：特利③の貸付利率について、土地に係る資金は基準利率。

※注2：原則として、法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は、無担保・無保証人。

※注3：国民生活金融公庫では、特利③を特利Cと表記。

商工組合中央金庫					
保証人要件	保証人あり			保証人なし	
担保要件	担保あり	一部担保免除 （貸付金額の75%まで）	無担保	担保あり	一部担保免除 （貸付金額の75%まで）
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円		設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円
貸付利率 ※注	特利③	特利③＋貸付期間、信用 リスクに応じた上乗金利		特利③＋0.4%	特利③＋0.4%＋貸付期間、信用 リスクに応じた上乗金利

※注：特利③の貸付利率について、2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率。

お問い合わせ先

中小企業金融公庫

東京相談センター TEL:03-3270-1260、名古屋相談センター TEL:052-551-5188

大阪相談センター TEL:06-6345-3577、福岡相談センター TEL:092-781-2396

全国各支店：<http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

国民生活金融公庫

東京相談センター TEL:03-3270-4649、名古屋相談センター TEL:052-211-4649

大阪相談センター TEL:06-6536-4649

全国各支店：<http://www.kokukin.go.jp/tenpo/>

商工組合中央金庫

お客様相談センター TEL:03-3246-9366

全国各支店：<http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index>

沖縄振興開発金融公庫本店・融資相談室 TEL:098-941-1795

各支店 <http://www.okinawakouko.go.jp/about/ab04.html>

※ 注：政府系金融機関の再編のため、2008年10月1日以降は問い合わせ先が変わります。
詳しくは中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html>) をご覧下さい。

② 高度化融資制度

「新連携計画」に基づき、4者以上が連携して行う事業に必要な生産・加工施設等の設備資金について、中小企業基盤整備機構が都道府県と協力して融資を行います。なお、融資に当たっては、中小企業基盤整備機構が戦略会議と連携しながら、新連携計画の認定前に高度化事業計画に対するアドバイスをを行います。

貸付対象者	構成員が4人以上かつ構成員の2／3以上が認定中小企業者である任意グループ
貸付対象資金	土地、建物、構築物、設備
貸付利率	無利子
貸付期間	20年以内（うち据置3年以内）
貸付割合	90%

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構地域経済振興部地域振興企画課

TEL:03-5470-1528

信用保証の優遇措置

③ 信用保証の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、保証の特例を受けるためには、新連携計画の認定を受ける必要があります。特例措置の具体的内容は次のとおりです。

- 普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証の別枠化
普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証に加えて、それぞれさらに別枠で同額の保証を受けることができます。

【保証限度額】					【別枠】
普 通 保 証	企業	2億円	+		2億円
	組合	4億円			4億円
無 担 保 保 証		8,000万円			8,000万円
特 別 小 口 保 証		1,250万円			1,250万円
売掛金債権担保保証 ※注		1億円			1億円

※注：中小企業者が有している売掛債権（売掛金、受取手形、割賦販売代金債権、運送料債権、工事請負代金債権等）を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

- 新事業開拓保証の限度枠拡大

【保証限度額】					【枠拡大】
新 事 業 開 拓 保 証	企業	2億円	→		4億円
	組合	4億円			6億円

お問い合わせ先

(社) 全国信用保証協会連合会業務部 TEL:03-3271-7201
各都道府県等の信用保証協会

④ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の債務保証制度

新連携プロジェクトの実施において、新技術を活用したプログラムの開発に必要な資金について、「新連携計画」に参画する個別企業の返済能力、プロジェクトの内容を評価し、無担保で債務保証を行います。

資金使途	次の(1)～(6)のいずれかを実現するプログラムの開発に必要な資金 (1) 品質、生産性、信頼性等の向上 (2) 互換性、移植性、操作性等の向上 (3) 上記2つのほか情報処理における技術的課題の解決 (4) 新たなハードウェア環境又はソフトウェア環境への対応 (5) 新たな産業、商品、役務等の開拓、その他情報処理技術の利用の拡大・高度化 (6) 以上のほか、これらに準ずるもの
保証利率	年0.75% (連帯保証人が2名以上の場合等は年0.5%)
保証期間	5年以内
保証額	融資額の90%以内
融資限度額	1件あたり150百万円、1社あたり300百万円
連帯保証人	1名以上 (但し、代表取締役は全員)
担保	無担保
取扱金融機関	取扱金融機関は、IPAに問い合わせていただくか、IPAホームページによりご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) ソフトウェア開発事業部金融グループ
TEL:03-5978-7505 <http://www.ipa.go.jp/software/hosyo>

補助金

⑤ 新連携対策事業

事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた連携体が、新連携の事業を行う際に補助金を受けることができます。

【対象者】

「新連携計画」の認定を受けた連携体の代表者

【内容】

異分野の中小企業等が連携して行う事業に必要な経費 (連携規約作成・新商品開発・マーケティング等) について補助が受けられます。

【補助金額・率】

3,000万円を上限とし、補助対象経費の3分の2以内とします。

お問い合わせ先

地方経済産業局 (41ページ参照)

中小企業庁のホームページから申請様式がダウンロードできます。

投資の優遇措置

⑥ 中小企業投資育成株式会社法の特例

新連携に係る事業を行うために、資本金の額が3億円を超える株式会社の設立に際し、その株式を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。また、中小企業者のうち、資本金の額が3億円を超える株式会社が、新連携に係る事業を行うために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。

お問い合わせ先

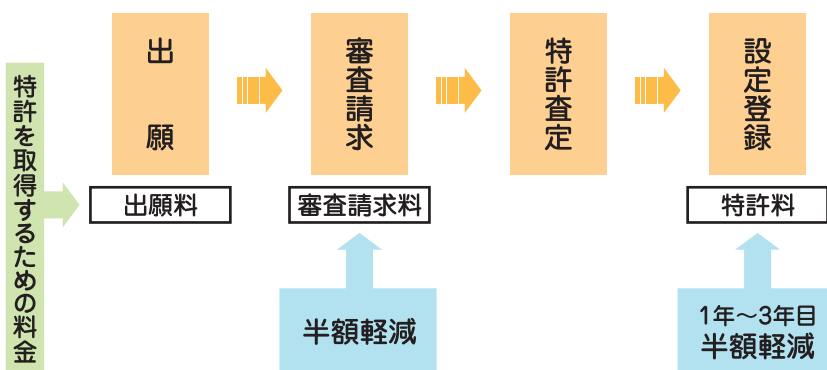
東京中小企業投資育成株式会社
名古屋中小企業投資育成株式会社
大阪中小企業投資育成株式会社

TEL:03-5469-1811
TEL:052-581-9541
TEL:06-6341-5476 (本社)
TEL:092-724-0651 (九州支社)

その他の優遇措置

⑦ 特許料等の減免措置

「新連携計画」の認定を受けた技術に関する研究開発事業による成果について、当該認定を受けた中小企業が特許出願（計画開始から計画終了後2年以内に出願されたものに限る）を行った場合、当該特許出願に係る審査請求料・特許料（第1年～第3年）を半額に軽減できます。



お問い合わせ先

地方経済産業局（41ページ参照）

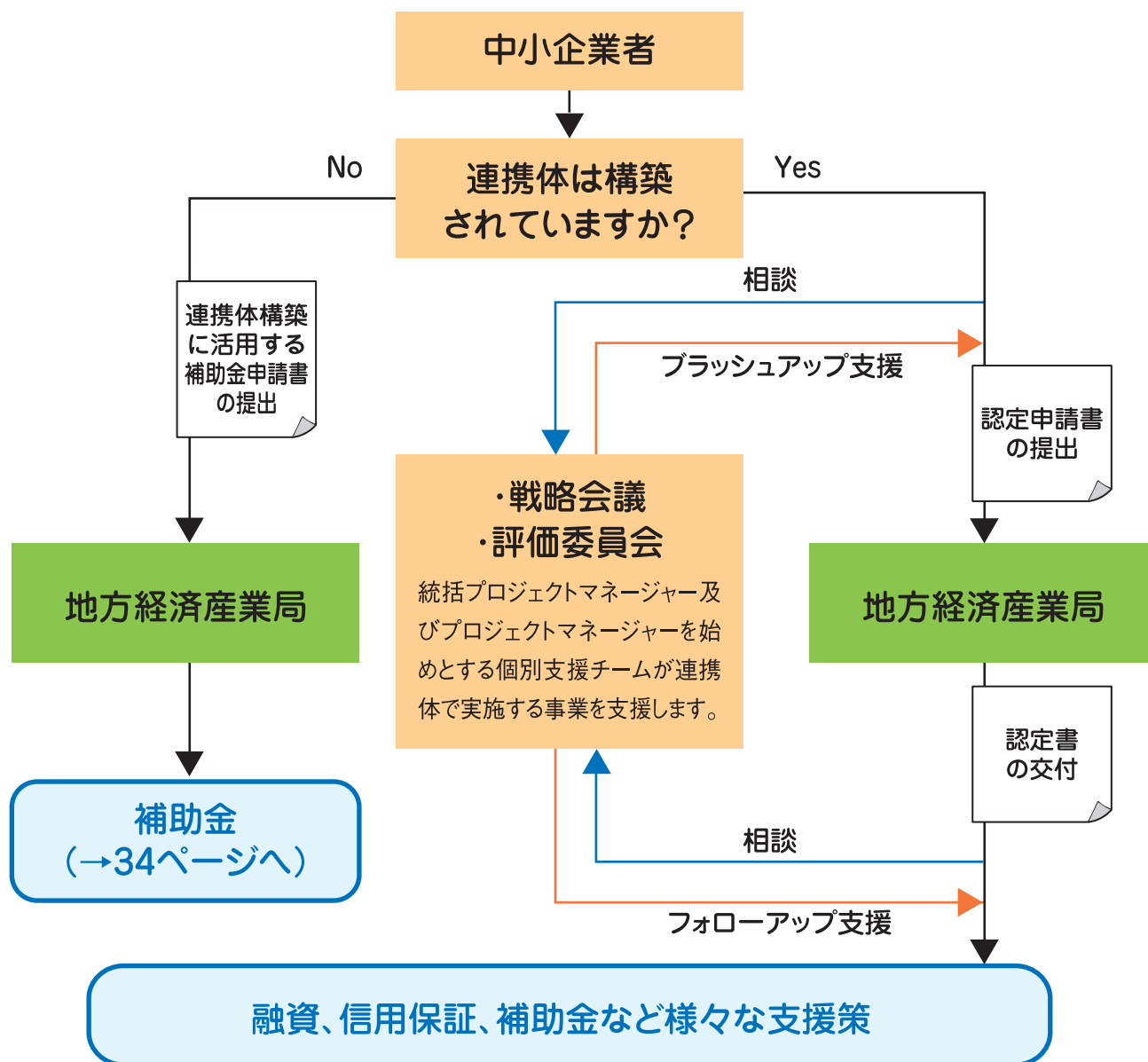
特許庁総務部総務課 TEL:03-3581-1101

<本制度・手続の詳細（申請様式、必要書類等）>

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.ht>
（「研究開発型中小企業」の項目をご覧ください。）

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 TEL:03-3501-1773

支援のプロセス

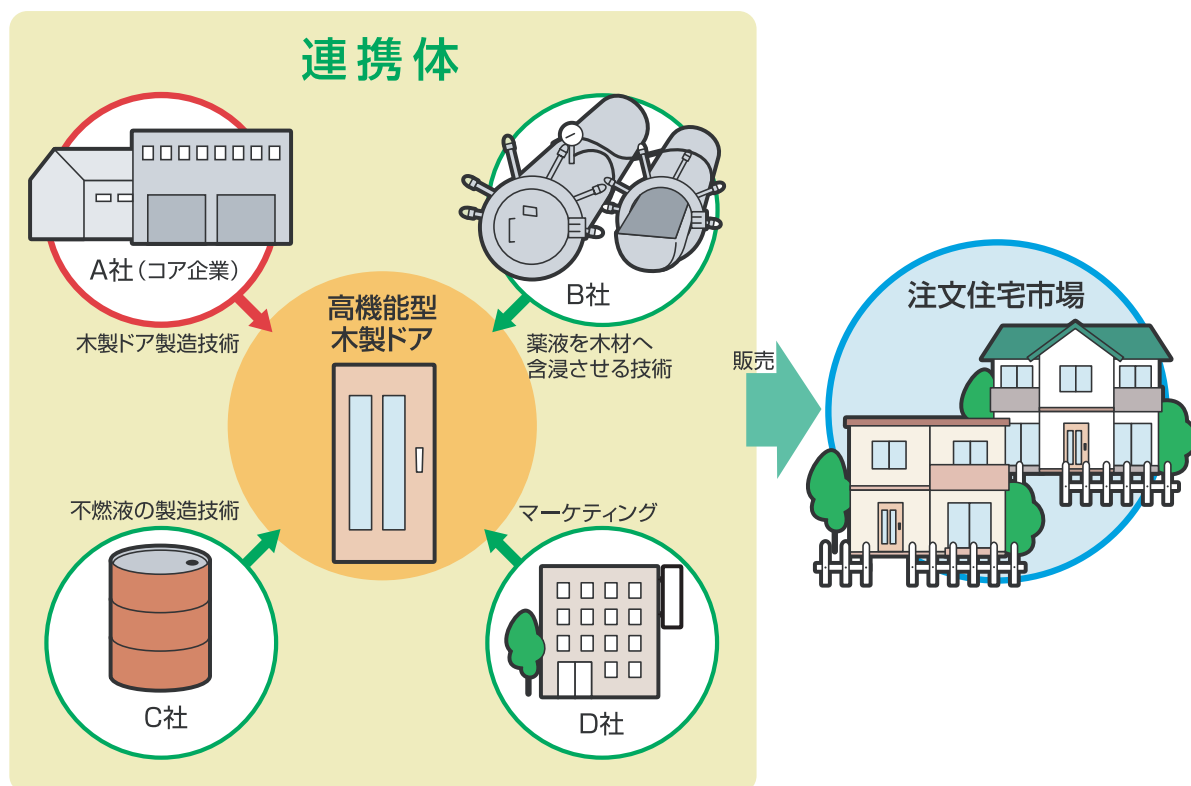


事例紹介(1)

事業の概要

木製ドアの製造技術を有するA社は、木材の細胞管の伸縮を抑えれば、反り・割れ・ねじれが生じにくい、デザイン性に優れた高機能型木製ドアが実現できると考えた。

そこで、含浸技術を有するB社、不燃液の製造技術を有するC社やマーケティングを担当するD社と連携し、湿度や乾燥に強い木製ドアを開発・製造し、注文住宅市場向けに販売するプロジェクトを進めることとした。



連携体の構築メンバーとその役割

A社 (中心中小企業) …連携体の中心的な役割を果たし、商品開発構想、木製ドア製造技術の提供、各種管理規程等の策定

B社 (中小企業者) ……薬液を木材へ含浸させる技術を提供

C社 (中小企業者) ……不燃液の製造技術を提供

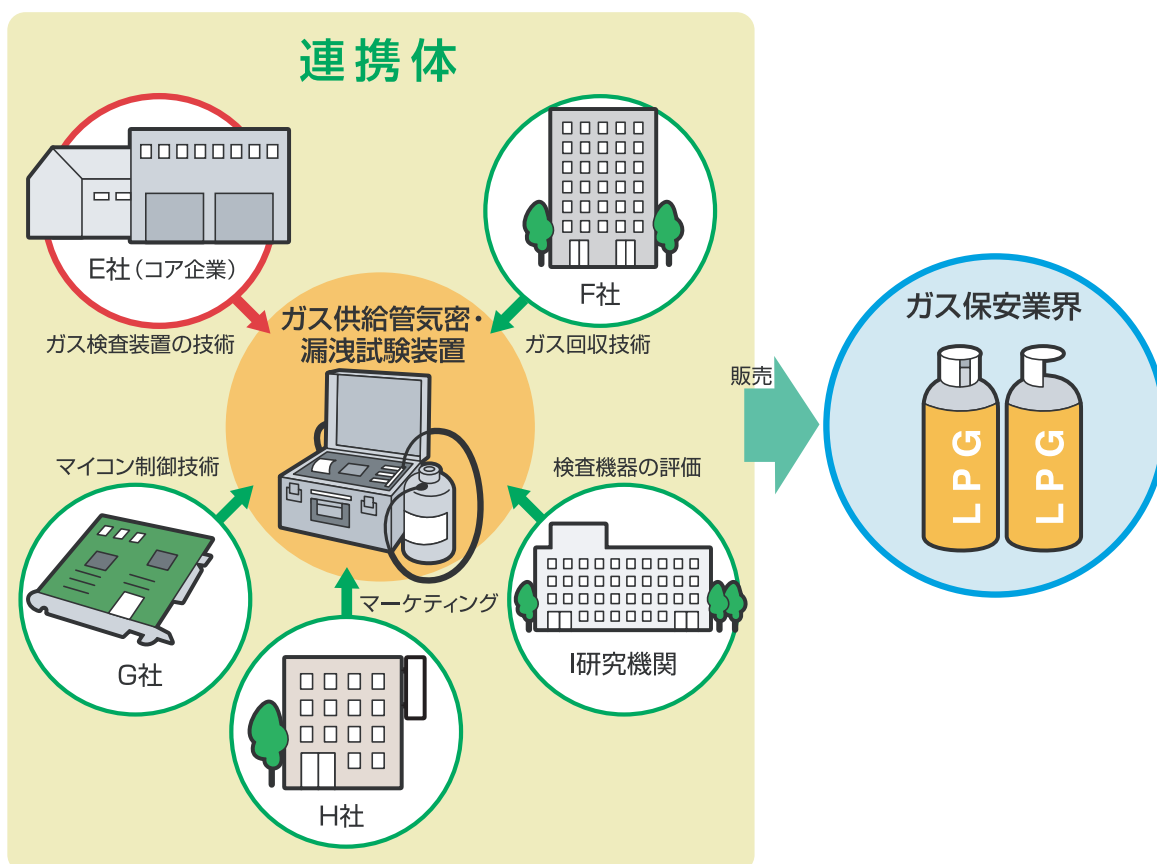
D社 (中小企業者) ……マーケティング

事例紹介(2)

事業の概要

ガス配管の漏洩検査装置の開発を手がけるE社(コア企業)は、正確かつ安全な漏洩の検出のためには、周囲温度の変動の影響を受けず、また検査時の残ガスを回収できる検査装置を開発することができないかと考えた。

このため、ガス回収技術をもつF社、マイコン製造技術を有するG社、試験評価を行うI研究所やマーケティングを担当するH社と連携し、短時間で安全・確実に漏洩を検知できる装置を開発・製造し、ガス保安業界に販売するプロジェクトを進めることとした。



連携体の構築メンバーとその役割

- E社(中心中小企業)・・・連携体の中心的な役割を果たし、商品開発構想、ガス検査装置の技術の提供、各種管理規程等の策定
- F社(大企業者)……………ガス回収技術の提供
- G社(中小企業)……………マイコン制御技術の提供
- H社(中小企業)……………マーケティング
- I研究機関……………検査機器の評価

新連携事業計画の認定に該当しない事例

異分野の連携でない事例

部品加工メーカーが、近隣の同業者と連携して事業協同組合を設立し、大手企業から同じ製品を共同受注したり、資材の共同購入を行う計画

【理由】

異分野の事業者が、異なる技術やノウハウを組み合わせることで可能となる新たな事業の計画であることが要件であるため、本事例は認定の対象とならない。

新事業活動でない事例

不動産業者、設計士、製材屋、左官屋、大工等が連携して、建て売り住宅を販売する計画

【理由】

地域や業種を勘案して新しい事業活動であることが要件であるため、本事例のような既に相当程度普及している事業計画は、認定の対象とならない。

研究開発にとどまる事例

薬品Aを薬品Bに化学変化させる研究を中小企業者、大学及び民間研究機関と連携体を構築して行う計画

【理由】

具体的な販売活動が計画されているなど、市場において事業を成立させる計画であることが要件であるため、研究開発にとどまる計画は、認定の対象とならない。

申請の手続きには？

計画の申請にあたっては、基本的に次の書類を2部用意してください。（1部は写しで結構です。）

1. 認定申請書及び別表（計画書、実施計画書、連携の様態、経営計画及び資金計画書）
2. 中小企業者の定款
3. 中小企業者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらが無い場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
4. 連携参加者全員の計画に対する同意書の写し

※2と3の書類については、連携参加者のうち中小企業者の分だけで結構ですが、4については、連携事業に参加するすべての方の分の提出が必要です。

中小企業庁のホームページから申請様式がダウンロードできます。



【プロジェクトマネージャーからの一言】

申請を行う場合には、お近くの新連携支援地域戦略会議にご相談ください。申請書の詳しい記載内容や記載方法は、事業のご相談の中でご説明することになります。なお、申請書類については、戦略会議でお渡しできるほか、中小企業庁のホームページからもダウンロードすることができます。（お問い合わせ先一覧は41ページを参照）



連携体構築の費用を補助します (フォーメーション事業)

1 概要

専門知識や高度な技術を有している異業種の中小企業者が2者以上で、自己の優れた経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を持ち寄り、一定のルールを持つ連携体を構築する場合に、その構築に必要な経費の一部を補助します。連携参加者として、中小企業者のほか、個人、研究機関、NPO、組合、大企業等との連携が可能です。

2 対象者

連携体の代表者（連携事業の中心となる中小企業者）

3 補助金額・率

500万円を上限とし、補助対象経費の3分の2以内とします。

お問い合わせ先
地方経済産業局（41ページ参照）

中小企業庁のホームページから申請様式がダウンロードできます。

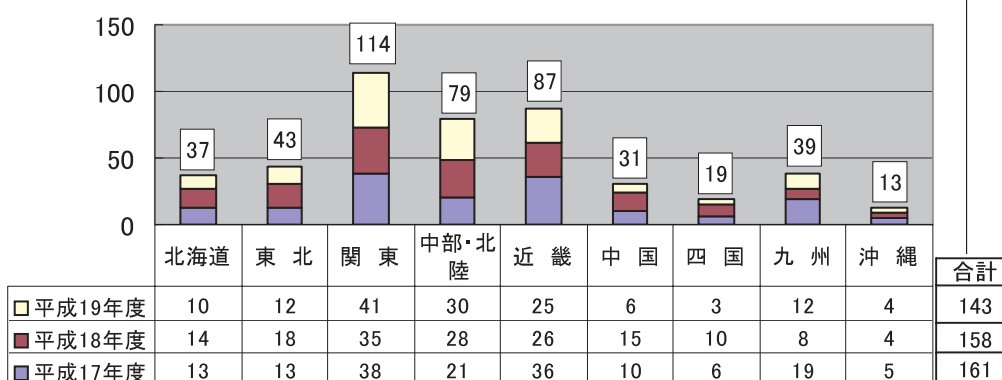
新連携計画の認定状況

平成20年3月末現在、全国で462件の新連携計画を認定

各地域の新連携計画の認定件数

	認定件数			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
北海道	13	14	10	37
東北	13	18	12	43
関東	38	35	41	114
中部・北陸	21	28	30	79
近畿	36	26	25	87
中国	10	15	6	31
四国	6	10	3	19
九州	19	8	12	39
沖縄	5	4	4	13
合計	161	158	143	462

地域ごとの認定計画数



(平成20年3月末現在)

新連携計画の事業化状況

平成20年3月末現在で296件が販売を達成。販売成約金額は累計で約346億円。

各地域の新連携計画の事業化状況

	販売達成件数	販売達成金額	その他商談まで 進んでいる件数
北海道	21	2,368 百万円	4
東 北	21	737 百万円	14
関 東	70	7,983 百万円	9
中部・北陸	61	4,191 百万円	2
近 畿	58	12,695 百万円	－
中 国	18	2,573 百万円	1
四 国	10	315 百万円	－
九 州	30	3,690 百万円	2
沖 縄	7	19 百万円	－
合 計	296	34,589 百万円	32

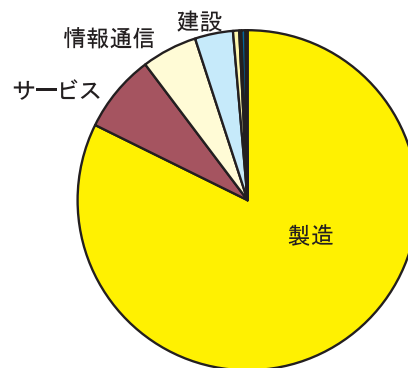
(平成20年3月末現在)

新連携事業の特徴

(1) 新事業活動の分野

○ 製造業が中心であるが、情報通信、サービス、建設など多分野で新事業活動が行われている。

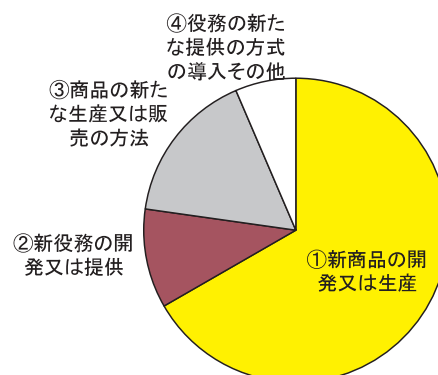
新事業活動の分野	件数	構成比
製造	380	82.3%
サービス	34	7.4%
情報通信	25	5.4%
建設	17	3.7%
農林水産	2	0.4%
運輸・物流	2	0.4%
小売	1	0.2%
エネルギー等供給	1	0.2%
合計	462	100.0%



(2) 新事業活動の類型

○ 新たなサービスを提供する事業も展開されている。(類型は複数選択あり)

類型	件数	構成比
①新商品の開発又は生産	392	66.6%
②新役務の開発又は提供	63	10.7%
③商品の新たな生産又は販売の方法	96	16.3%
④役務の新たな提供の方式の導入その他	38	6.5%
合計	589	100.0%

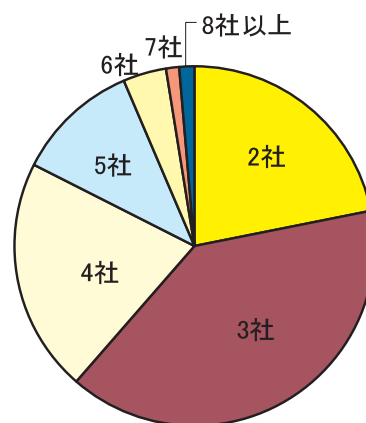


連携体の特徴

(1) 連携体の構成者数

○3～5社による連携が大宗であるが、8社以上で連携する例もある。

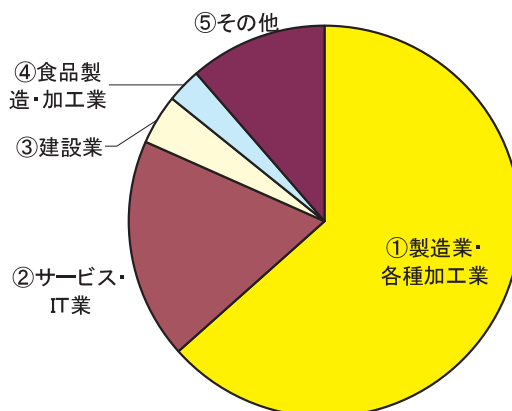
構成者数	件数	構成比
2社	102	22.1%
3社	181	39.2%
4社	98	21.2%
5社	52	11.3%
6社	17	3.7%
7社	5	1.1%
8社以上	7	1.5%
合計	462	100.0%



(2) コア企業の業種

○サービス・IT業、建設業など様々な業種に属するコア企業も、新事業活動を行っている。

業種	件数	構成比
①製造業・各種加工業	293	63.4%
②サービス・IT業	84	18.2%
③建設業	20	4.3%
④食品製造・加工業	13	2.8%
⑤その他	52	11.3%
合計	462	100.0%



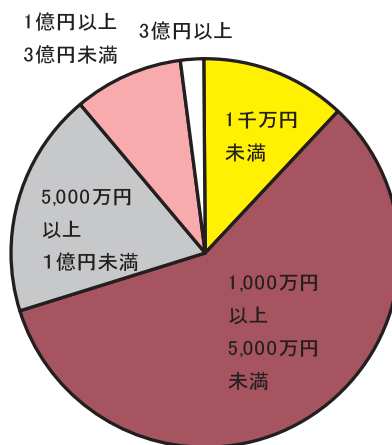
連携体の特徴

(3)コア企業の規模

○コア企業の約半数は従業員20人以下の小規模企業である。

・資本金

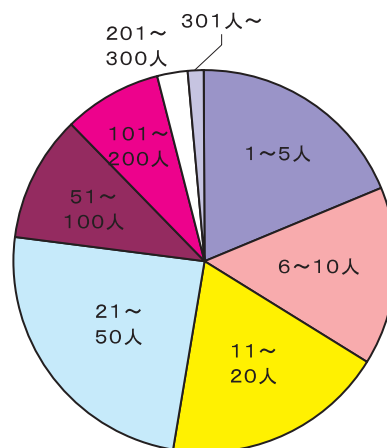
規模	件数	構成比
1千万円未満	56	12.1%
1,000万円以上 5,000万円未満	267	57.8%
5,000万円以上1億円未満	88	19.0%
1億円以上3億円未満	42	9.1%
3億円以上	9	1.9%
合計	462	100.0%



・従業員数

規模	件数	構成比
1～5人	87	18.8%
6～10人	70	15.2%
11～20人	85	18.4%
21～50人	114	24.7%
51～100人	49	10.6%
101～200人	39	8.4%
201～300人	11	2.4%
301人～	7	1.5%
合計	462	100.0%

コア企業(代表者)の従業員数



お問い合わせ先一覧

■新連携支援地域戦略会議事務局

地 域	住 所	電話番号
北海道	〒060-0807 札幌市北区北7条西2-8-1 北ビル2階	011-738-2100
東 北	〒989-3126 仙台市青葉区落合4丁目2-5	022-302-8603
関 東	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル2階	03-5470-1606
中 部	〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-201-3068
(北 陸)	〒920-0031 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-6100
近 畿	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル11階	06-6910-3865
中 国	〒733-0834 広島市西区草津新町 1-21-5	082-270-5333
四 国	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟7階	087-811-3515
九 州	〒810-0001 福岡市博多区祇園町4-2 博多祇園BLDG.2階	092-263-0325
沖 縄	〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター3階	098-859-7566

■地方経済産業局

	電話番号
北海道経済産業局中小企業課	011-709-1783 (直通)
東北経済産業局中小企業課	022-262-1244 (直通)
関東経済産業局新規事業課	048-600-0394 (直通)
中部経済産業局経営支援課	052-951-0521 (直通)
(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局産業課)	076-432-5401 (直通)
近畿経済産業局創業・経営支援課	06-6966-6054 (直通)
中国経済産業局中小企業課	082-224-5658 (直通)
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529 (直通)
九州経済産業局中小企業課	092-482-5508 (直通)
沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755 (直通)



中小企業庁経営支援部新事業促進課：03-3501-1767 (直通)

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

ホームページでは、新連携認定事例一覧や認定事例の詳細をご覧ください。





編集・発行

中小企業庁新事業促進課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-1767

原稿作成：城所総合会計事務所（城所・桐山・稲生・松野）

コーディネーター：（有）フォーラム・レ・ソシエ

デザイン：softmachine（松本・澤村）